

市内街路灯 LED 化事業

提案評価基準

令和 5 年 6 月

柏原市 都市デザイン部 都市管理課

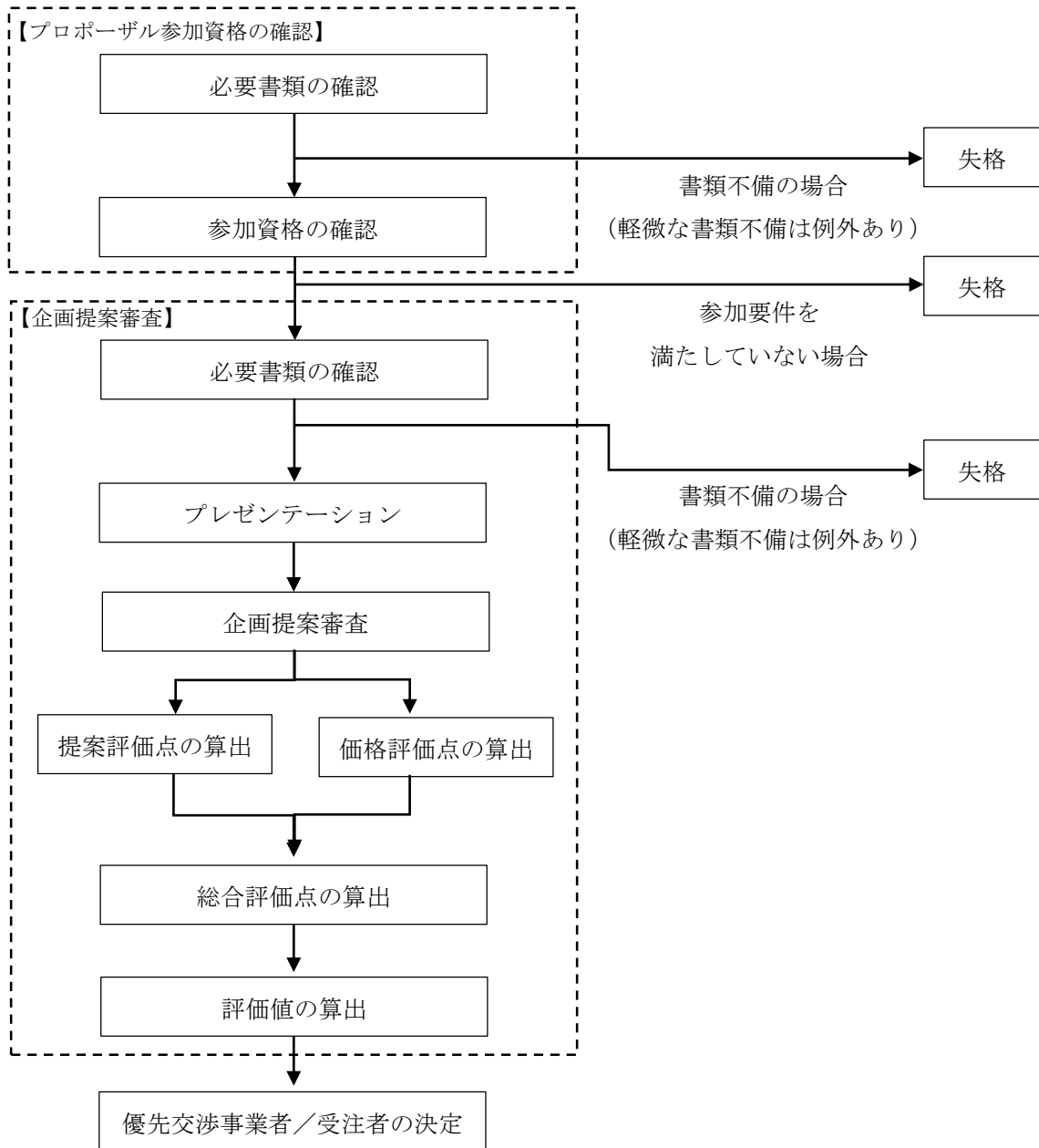
1 審査方法

1.1 審査方式

本事業は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用した独創的な提案を求める必要があることから、受注者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素を中心に提示された参考見積金額も鑑み、総合的に評価する。

1.2 受注者決定フロー

受注者の決定フローは下図に示す通りとする。



1.3 委員会の設置

本市は、企画提案書等の審査を実施するため、「市内街路灯 LED 化事業 プロポーザル審査委員会」

(以下、「委員会」という。)を設置している。委員会の委員は、市内街路灯 LED 化事業プロポーザル審査委員会設置要領により構成している。委員会は、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。

なお、参加者が、優先交渉事業者の選定前までに、本事業について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1 プロポーザル参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、プロポーザル実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.1.2 参加資格の確認

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者がプロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2 企画提案審査

委員会は、プレゼンテーションを経て企画提案者から提出された【様式 8 及び任意様式】企画提案書及び【様式 3～7-3】参加資格確認書類について、「3 総合評価点の算出方法」に基づいて得点化し、総合評価点を算出する。

2.2.1 プレゼンテーション

プレゼンテーションでは、提出のあった企画提案書に対して、仕様書の項目及び参考見積書等の内容に関する不明瞭点等を確認する。プレゼンテーションにおいて、既に提出されている企画提案書に記載のない事項の追加提案は認めず、審査の対象としない。

2.2.2 優先交渉事業者及び次点者の選定

委員会は、評価値によって評価順位を決定するとともに、最も評価値の高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。また、次に評価値の高い提案を行った者を次点者とする。

評価値＝各委員の総合評価点の平均値

なお、評価値が同点で優先交渉事業者が 2 者以上となったときは、「3.2 企画提案書の審査項目等」における評価項目「特定テーマ」の評価値が最も高かった者を優先交渉事業者として選定する。また、この評価項目における評価値が同点となった場合は、委員会に諮って優先交渉事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。

※企画提案者が 1 者のみである場合は、評価点の合計が満点の 6 割以上であれば、優先交渉事業者とする。

2.3 契約の締結

本市は、優先交渉事業者と選定された者に見積を依頼するとともに本事業の契約交渉を行い、契

約を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者として選定された者と契約交渉を行うものとする。

- (1) プロポーザル実施要領 2.2 に定める要件を満たすことができなくなったとき
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき
- (3) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

3 総合評価点の算出方法

3.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する提案評価点と価格要素に関する価格評価点に区分して配点し、提案評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝提案評価点＋価格評価点

3.2 企画提案書の評価項目等

提案評価点及び価格評価点の算出に当たって、審査の評価項目及び着眼点（判断基準）は下表のとおりとする。

評価対象	評価項目	評価の着眼点	配点
実施能力	構成一覧表 会社概要	・事業遂行に十分な企業資格・認証の取得状況、また有資格者を保有しているか ・共同事業体の場合、事業遂行に有益となる構成かを評価する	10
	工事・業務の実績	・本事業と類似又は関連性のある実績を有するか	10
	配置技術者の保有資格及び実績 (管理技術者・照査技術者・担当技術者)	・本事業を遂行するために十分な資格・経験・実績を保有しているか	30
提案内容	実施方針	・本事業の目的、条件、内容をよく理解した実施方針となっているか	30
	工程	・実施計画や工程・計画の妥当性は高いか	10
特定テーマ	LED化事業	・LED化事業に関する確実性と実現性等を評価する	50
	街路灯受付管理システム機能	・街路灯受付管理システムの実現性や技術力等に対して評価する	50
プレゼンテーション及び質疑応答	総合評価	・プレゼンテーションの内容を総合的に評価する	20
	事業理解度	・本事業の目的や全体像を的確に把握しているか	10
	提案力	・本事業の趣旨・内容を踏まえて、「街路灯に係る市民サービスの向上」という観点から、本市に有益となる提案がなされているか	20
提案評価点 合計			240

コスト (参考見積金額)	事業費	・提案内容に沿った妥当性のある見積金額か	50
	運用保守費	・提案内容に沿った妥当性のある見積金額か	30
価格評価点 合計			80
総合評価点 合計			320

3.3 評価点の算出方法

下表に示す 5 段階評価を基本とする得点化方法により評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

評価	評価基準
A	当該審査項目について、優れていると認められる
B	当該審査項目について、やや優れていると認められる
C	当該審査項目について、普通である
D	当該審査項目について、やや劣ると認められる
E	当該審査項目について、劣ると認められる

各項目の評価点については、別紙「評価集計表」における各評価項目の記載に基づいて評価するものとし、配点パターンは下表の通りとする。

評価 \ 配点	50点の場合	30点の場合	20点の場合	10点の場合
A	50	30	20	10
B	40	20	15	8
C	30	15	10	5
D	20	10	5	2
E	0	0	0	0

評価項目のうち、コスト「参考見積金額」は、以下により配点する。

「業務費」について

本業務についての経費見積について別途評価基準に基づき以下のとおりに評価する

- ・提案上限金額の 70%以上で、最も安価な金額を提示している ⇒ 「A」
- ・「A」評価の事業者を除き、提案上限金額の 70～90%金額を提示している ⇒ 「B」
- ・「A」評価の事業者を除き、提案上限金額の 70%未満及び 90%を超える金額を提示している ⇒ 「C」

「運用保守費」について

本業務についての経費見積について別途評価基準に基づき以下のとおりに評価する

- ・最も安価な金額を提示している ⇒ 「A」
- ・「A」評価の事業者の次に安価な金額を提示している ⇒ 「B」
- ・「B」評価の事業者の次に安価な金額を提示している ⇒ 「C」
- ・「C」評価の事業者の次に安価な金額を提示している ⇒ 「D」
- ・上記のどれにも該当しない ⇒ 「E」